

随意契約理由書

件 名	各所テレメータ電源設備保守点検
契約の相手方	株式会社兵庫蓄電池
根拠法令	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由 本業務対象の設備・機器は、市内全域の水道施設を 24 時間遠隔監視及び操作する水道用テレメータ・テレコントロール設備に直流電源を供給するものであり、停電時においてもその機能を十分に発揮する必要がある。このため、安全かつ安定的な稼動を確保するとともに、不具合及び劣化状況を把握し故障を未然に防止するために、定期的な保守点検を実施するものである。 本業務対象の設備・機器は、株式会社GSユアサが製作を行ったものであり、神戸市内における当該機器のメンテナンス業務については、上記業者が唯一の特約店として指定されている。本業務には、機器の内部点検及び調整が含まれており、これらの作業には製作者のみが保有する専門的な技術及び知識を要することから、機器の詳細を熟知している上記契約の相手方以外による履行は困難である。 以上のことから、本業務を履行できるものは上記業者以外にないため、上記業者と随意契約を締結するものである。	
担当部署 (問合せ先)	水道局浄水統括事務所設備課 (電話番号 361-8351)